

## 第9 消防用設備等の設置を要しない部分等

消防用設備等の設置を要しない部分及び消防用設備等の特例基準について次により取り扱う。

### 1 消防用設備等の設置を要しない部分

消防法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分は、次に掲げるものとする。ただし、(3)に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。

(1) 屋上（最上部以外のセットバックした部分を含む。）、人工地盤、スロープ等で、上部が屋根、庇等により覆われていない部分。ただし、屋外の観覧場等の客席を除くものとする。

また、次の事項に留意すること。

ア 屋上に設けるビアガーデン、遊技場等は、第2章第4節第4建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等に基づき指導を行うこと。◆

イ グレーチング等は屋根、庇等には含まれないものであること。

ウ グレーチング等により複数層にわたって構築された設備バルコニーは、必要に応じて消火器具等による警戒を指導すること。◆

(2) デッドスペース、地下ピット等で、次のすべてに該当する部分。

ア 建築設備等（次に掲げるものを除く。）が設置されていない部分であること。

(ア) 配線及び配管

(イ) 最下層の免震装置（付属する設備を含む。）

(ウ) 給水タンク又は貯水タンク

(エ) 照明設備

イ 点検口（高さ及び幅がそれぞれおおむね1,200mm以下及び750mm以下）でのみ出入が可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分であること。

ウ 建築基準法令上床面積に算入されていない部分であること。

(3) 特段の規定

ア 少量危険物又は指定可燃物に係る次の規定

政令第10条第1項第4号

政令第11条第1項第5号

政令第12条第1項第8号

政令第13条第1項第9欄

政令第21条第1項第8号

条例第36条第2項第6号

条例第37条第1項第6号

条例第38条第1項第3号

条例第39条第1項第6号

条例第40条第1項第5欄

条例第41条第1項第4号

イ 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る次の規定

政令第13条第1項第2欄

条例第46条第1項第2号

ウ 道路の用に供される部分に係る次の規定

政令第13条第1項第3欄

政令第21条第1項第12号

政令第29条第1項第5号

エ 駐車のに供される部分に係る次の規定

政令第13条第1項第5欄

条例第46条第1項第2号

オ 電気設備に係る次の規定

政令第13条第1項第6欄

条例第36条第2項第2号

- 条例第37条第1項第1号から第5号まで
- 条例第40条第1項第2欄
- カ 火気の使用等に係る次の規定
  - 政令第13条第1項第7欄
  - 条例第36条第2項第1号及び第3号から第5号まで
- キ その他の規定
  - 条例第38条第4項
  - 条例第46条第4項

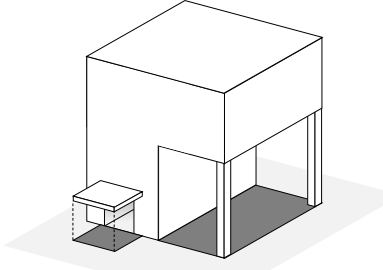
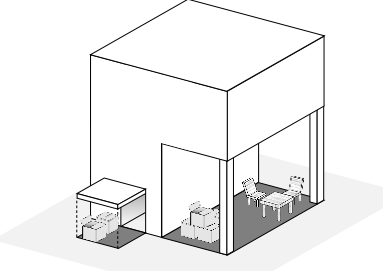
## 2 消防用設備等の特例基準等

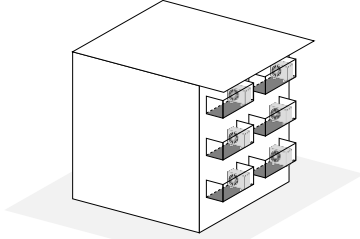
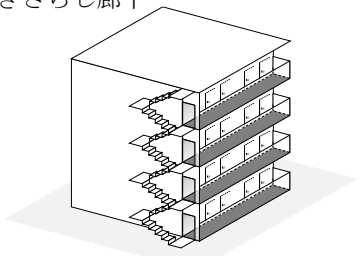
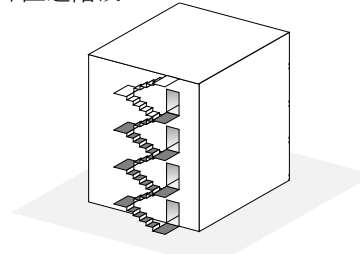
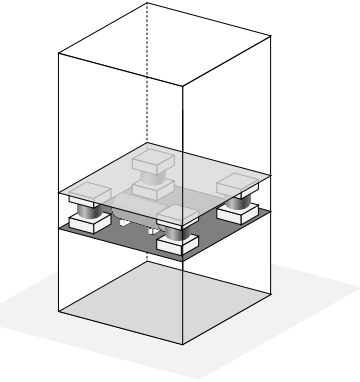
(1) 別に規定しているもののほか、政令第32条又は条例第47条の規定に基づき、特例を適用できる部分及び特例の対象となる消防用設備等は、第9-1表に掲げるものとする。ただし、1(3)に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。

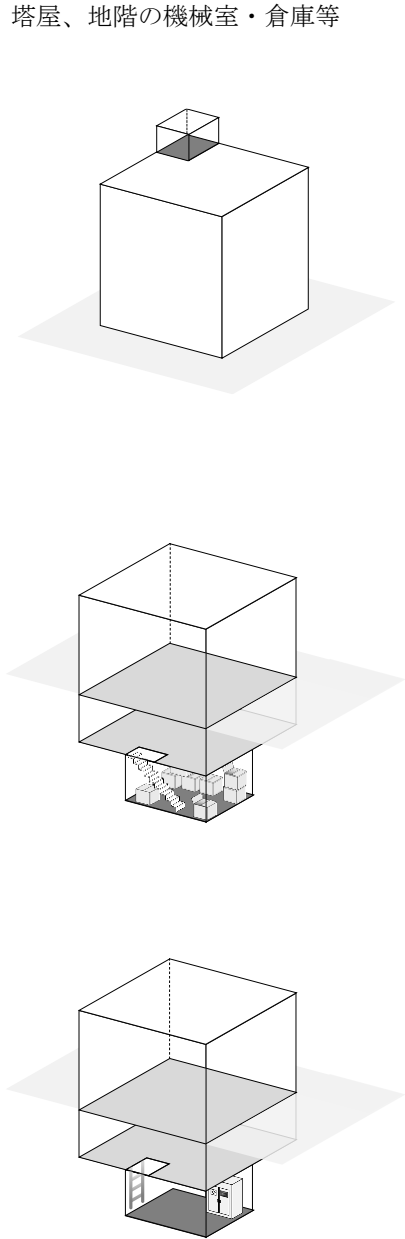
なお、第9-1表に掲げる特例基準を適用する場合、関係者からの火災予防条例第64条に基づく特例申請は要しないものとする。

(2) 規則第13条第3項第6号及び規則第23条第4項第1号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」（以下「外部の気流が流通する場所」という。）とは、第9-2表に示す部分をいう。

第9-1表 消防用設備等の特例基準

	特例を適用できる部分	特例を適用できる部分の例	特例の対象となる消防用設備等	
			消防用設備等	特例の内容
特例 ①	<p>次の<u>全て</u>に該当する部分</p> <p>1 避難階又は人工地盤と同一の階（以下「避難階等」という。）に存し、直接外気に開放されている部分であること。</p> <p>2 屋内を経由せずに道路へ通ずる避難上有効な通路（階段を含む。）に接続している部分であること。</p> <p>3 屋内的用途として使用していない部分であること。屋内的用途とは、次に掲げる部分以外の部分をいう。</p> <p>(1) 人の通行又は運搬のみに供される通路</p> <p>(2) 車寄せがなく車両の通過のみに供される車路</p> <p>(3) 植栽、水景施設等の存する部分</p> <p>(4) (1)から(3)までに付属するもので、部分的なもの</p>	<p>ピロティ・ポーチ等</p>  <p>ピロティ：避難階等にあり、柱等で構成された開放空間</p> <p>ポーチ：本屋根とは別の庇が壁体から突き出ている建物への入口</p>	全ての消防用設備等	警戒を要しない。
			<p>※ 建安条例第8条に基づき設置を要するスプリンクラー設備等については、別途建築行政庁と協議すること。</p> <p>※ 使用実態の変更等により、屋内的用途として使用される場合は、本特例を適用できない旨を関係者等に周知すること。</p>	
特例 ②	<p>外部の気流が流通する場所で、次の<u>全て</u>に該当する部分（特例①の部分を除く。）</p> <p>1 避難階等に存する部分であること。</p> <p>2 屋内を経由せずに道路へ通ずる避難上有効な通路（階段を含む。）に接続している部分であること。</p>	<p>避難階等で外部の気流が流通する場所</p> 	屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	当該部分に面する屋内の部分に、自動式の消火設備が各法令に定める技術上の基準に従い設置された場合に限り、警戒を要しない。
			自動火災報知設備	地区音響装置の警戒を要しない。
			非常警報設備	音響装置の警戒を要しない。
			※ 建安条例第8条に基づき設置を要するスプリンクラー設備等については別途建築行政庁と協議すること。	

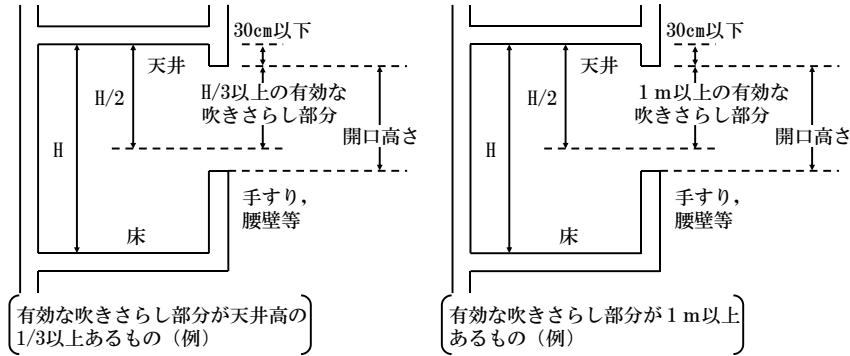
特例 ③	外部の気流が流通する場所に該当するベランダ、バルコニー等で、居室（建基法第2条第4号）と同様の使用をしない部分	ベランダ、バルコニー 	屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	当該部分に面する屋内の部分に、自動式の消火設備が各法令に定める技術上の基準に従い設置された場合に限り、警戒を要しない。
			自動火災報知設備	地区音響装置の警戒を要しない。
			非常警報設備	音響装置の警戒を要しない。
特例 ④	外部の気流が流通する場所に該当する廊下	吹きさらし廊下 	屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	当該部分に面する屋内の部分に、自動式の消火設備が各法令に定める技術上の基準に従い設置された場合に限り、警戒を要しない。
特例 ⑤	建築基準法令上、床面積に算入されない直通階段	屋外直通階段 	消火器具 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備 非常警報設備	警戒を要しない。
特例 ⑥	建築基準法令上、床面積に算入されない中間免震層（1(2)に該当する部分を除く。）等の部分	中間免震層 	全ての消防用設備等	施錠管理を行っている等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている場合かつ避難経路となっていない場合に限り、警戒を要しない。それ以外の場合は、次の消防用設備等を設置すること。 ・消火器具 ・自動火災報知設備（感知器・地区音響装置） ・非常警報設備（音響装置） ・誘導灯、誘導標識
			※ 照明器具の有無は問わない。	

特 例 ⑦	階数に算入されない階の部分	塔屋、地階の機械室・倉庫等		消火器具	上階又は下階に設置された消火器具から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。
				屋内消火栓設備	上階又は下階に設置された屋内消火栓の消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離以内で放水した場合に有効に放水ができる範囲内に限り、設置を要しない。 ※ 条例第38条第4項に基づく放水口は設置を要する。
				スプリンクラー設備	流水検知装置は、設置することを要しない。 補助散水栓は、上階又は下階に設置された補助散水栓から消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離以内で放水した場合に有効に放水ができる範囲内に限り、設置を要しない。
				自動火災報知設備	発信機は、上階又は下階に設置された発信機から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。 警戒区域は、上階又は下階と同一の警戒区域（規定の面積の範囲内）とすることができる。
				非常警報設備	起動装置は、上階又は下階に設置された起動装置から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。
				誘導灯、誘導標識	省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口に設置する誘導灯を誘導標識に代えることができる。 その他の部分は、誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。 ※ 不活性ガス消火設備等の防護区画は、特例適用できる部分から除く。 ※ 第4章第2節第17により設置を要しない又は省略することができる部分は不要。
				連結送水管	上階又は下階に設置することで足りる。 ※ 条例第46条第4項に基づく放水口は設置を要する。
				非常コンセント設備	上階又は下階に設置することで足りる。

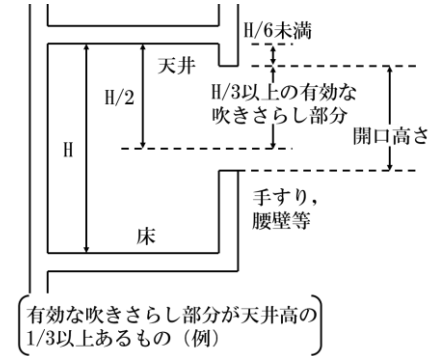
第9-2表 外部の気流が流通する場所

		開口高さが5 m未満の場合 (第9-1図)	開口高さが5 m以上の場合 (第9-2図)
直接外気に面する部分の断面形状	有効な吹きさらし部分の高さ	1 m以上の高さ又は天井高*の3分の1以上であること。	天井高の3分の1以上であること。
	有効な吹きさらし部分の位置	天井高の2分の1の位置より上に存していること。	
	垂れ壁が存する場合	天井面から垂れ壁等の下端までは30 cm以下であること。	天井高の6分の1未満であること。
外部の気流が流通する場所の範囲 (第9-3図)		直接外気に面する部分から概ね5 mの範囲	直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲

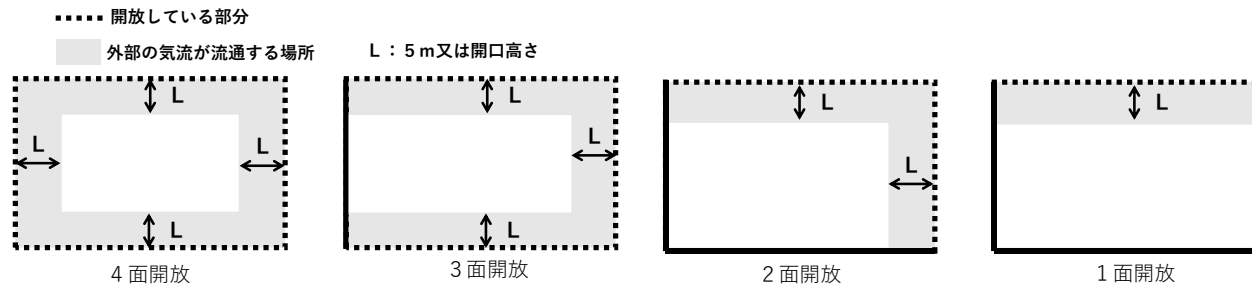
\* 天井 (天井がない場合は屋根) までの高さ



第9-1図 開口高さが5 m未満の場合



第9-2図 開口高さが5 m以上の場合



第9-3図 外部の気流が流通する場所